

平成18年2月15日発行  
羽 村 市 議 会  
〒205-8601

東 京 都 羽 村 市  
緑ヶ丘5丁目2番地1

☎ 042(555)1111

ホームページアドレス  
<http://www.city.hamura.tokyo.jp/>



# はむら 市議会だより



鬼は外！福は内！（市立東保育園・豆まき）

## 主 な 内 容

一 般 質 問	15人の議員が市政を問う .....	2 ページ
市長提出議案	羽村市住民基本台帳の一部の写しの閲覧 の制限に関する条例など 25 議案を可決 .....	12 ページ
行政視察レポート	平成 17 年度に実施した 行政視察について報告します .....	14 ページ
議 会 改 革	第二次議会改革に着手 .....	20 ページ

# 市政を問う

平成 17 年第 6 回羽村市議会（定例会）が、12 月 5 日から 20 日までの 16 日間の会期をもって開かれました。

開会初日には市長から、市政についての所信表明がありました。そして、12 月 5 日、6 日、7 日には 15 人の議員が一般質問を行い、市長の考えを問いました。

## 清流地区等の 多摩川右岸についての 施策を伺う

はまなか としお  
濱中俊男議員

質問 多摩川右岸については、地理的な要因から独自のさまざまな問題がある。清流地区の世帯数は 178 世帯（平成 17 年 11 月 1 日現在）だが、隣接しているあきる野市草花地区にも 53 世帯が住み、外観上一体となった住宅街を形成している。

平成 18・19 年度で

汚水管を敷設する

①この地区の下水道工事計画の進捗状況は。

市長 ①平成 17 年度に事業認可を取得し、平成 18・19 年度で汚水管布設工事を実施する計画である。

②あきる野市道 548 号線の山側部分の崩落予防対策は。

②この周辺一帯は都立自然公園として指定されており、都知事に対し、適切な措置を講じてほしい旨の要望書を提出している。

③長期総合計画で進められている丸山下散策路の整備状況は。

財政難等から早急な解決は難しいとの回答であるが、あきる野市とともに引き続き、強く要請を重ねていく。

④羽村大橋西詰付近に、「はむらん」のバス停を設置する考えは。

③毎年、国土交通省京浜河川事務所に要望している。早期に整備することはたいへん難しいとの回答であるが、引き続き強く要望していく。

⑤「市長と語る 21」での、この地区からの要望と対応は。

④今後、利用促進と円滑な運行を検討する「羽村市コミュニティバス『はむらん』」運営推進

⑥あきる野市との間で、定期協議等を行っているか。

⑤「市長と語る 21」での、この地区からの要望と対応は。

⑦あきる野市との間で、定期協議等を行っているか。

⑥あきる野市との間で、定期協議等を行っているか。

⑦あきる野市との間で、定期協議等を行っているか。



▲市内を巡回する『はむらん』（清流町にて）

## 議会日程

平成 17 年第 6 回

羽村市議会（定例会）

11 月

21 日 正副議長・議会運営委員  
委員長・理事者会議

28 日 第 9 回議会運営委員会

12 月

5 日 本会議（初日）

6 日 本会議（二日目）

7 日 本会議（三日目）

第 4 回総務委員会

第 5 回経済委員会

第 4 回厚生委員会

14 日 第 10 回議会運営委員会

20 日 本会議（最終日）

# 健やかな

## 子どもたちの成長を願って

秋山 あきやま 猛 たけし 議員

質問 このことについて、教育委員会としての見解を伺う。

①各地で傷害事件が発生しているが、それらの理由と背景は。また、当市の児童・生徒への指導は。

②羽村市における不登校、いじめ、児童虐待の状況と、その対応は。

③市内の小・中学校では「夢チャレンジセミナー」や「職場体験」として、市内の企業や商店、農家で実習しており、大変良いことだと考えるが、教育委員会の考えは。

④「特色ある学校づくり交付金」制度の成果は。

⑤「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果はどうか。また、今後どのように生かしていくのか。

### 生命を尊重する心を 育むよう指導している

教育長 ①警視庁では、「子どもたちは自己中心的な考え方に偏り、相手の立場等を思いやることができなくなったことが一因である」と分析している。教育委員会では、生命を尊重する心を育む指導等の適正な実施を、小・中学校に指導している。

②平成16年度の不登校は、小・中学校合わせて78人。陰湿な言葉等によるいじめが数件あげられたが、現在は解消されたとの報告がある。不登校・いじめへの対応は、児童・生徒と教師の信頼関係を柱に、いつでも相談できる関係作りを指導している。



▲無病息災を願う『どんど焼き』

児童虐待のほとんどは、実父母による身体的暴行等で、児童相談所等と連携して対応している。

③次代の羽村市を担う青少年が地域に根付く契機となり、市の活性化に大きく寄与できるものと考えている。

④本事業の目的である教育活動の充実と活性化に大きく結びついていくものと受け止めている。

⑤結果は、都全体の正答率の平均をやや下回っている。

各学校に、「授業改善推進プラン」の作成を指示した。

質問 AEDとは、突然の心臓停止の原因となる心室細動に有効な治療法である電気ショックを行うための機器である。取り扱いも極めて簡易であり、全国的に設置個所が拡大しつつある。愛知万博では、一般の人のAED使用により複数の尊い命が救われている。

羽村市においても、平成17年6月議会での私の質問がきっかけとなり研究課題となつていくことから、次の点について伺う。

①AED増配置に関係する研究課題の進具合は。

②過去6カ月での市民を対象とした講習会の実施状況と、今後の具体的な計画は。

### 公共施設に順次配置していく

市長 ①東京消防庁から無償譲渡された1台を、庁舎1階に設置した。また、庁内に導入検討会を立ち上げ、各施設への設置を検討し東京都に要望した結果、今年度の補助事業として、保健センターにAED1台の設置が採択されることになった。さらに、市内の方から生涯学習センター「ゆとろぎ」に、AEDを1台寄贈いただけることになった。

今後は、年次計画を策定し、順次公共施設に配置していく考えである。

②福生消防署の協力のもと、町内会・自治会を対象とした「防災リーダー講習会」と、消防団員を対象とした「普通救命講習」を実施し、115人が講習を受講した。また、福生消防署が市民対象に実施した普通救命講習では、羽村市から137人が受講しており、市職員についても238人が受講している。

今後も市民に、福生消防署の普通救命講習への参加を促していくとともに、各施設にAEDを設置した際に、市民向けの講習会を実施する等、積極的に取り組んでいきたい。



▲市役所内に設置された『AED』

## 自動体外式除細動器 (AED) 増配置計画 について

佐藤 さとう 征一 せいいち 議員

# 介護保険法の改正で 市の介護サービスは どう変わるのか

桑原 寿 議員  
くわばら とし

**質問** 来年度から、軽度者を対象とする「新予防給付」と、要介護になるおそれのある高齢者を対象とする「地域支援事業」などの予防事業が創設される。

①地域支援事業は、要介護認定で「自立」と判定された人や、市で実施する介護予防健診で選ばれた人が対象となる。運動能力の機能向上にはパワーリハビリ（訓練器具を用いたりハビリ療法）が効果的といわれているが、介護予防サービスはどう展開していくのか。

②地域包括支援センターは何カ所設置し、その運営は委託か、直営か。

③地域包括支援センターには総合相談や権利擁護事業が位置づけられるが、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進についてどう考えるのか。

## 見守りネットワークの構築を目指していく

**市長** ①機械を利用したりハビリは、虚弱高齢者の機能に合わせて調整できる上、筋力の回復に伴い精神的な安定感が得られる等の効果もあると聞いている。こうしたことから、平成18年度から、虚弱高齢者がパワーリハビリ等にも取り組めるよう、機器の整備を図っていききたい。

②直営で1カ所とし、市役所内にある現行の基幹型在宅介護支援センターを移行させる予定で準備を進めている。また、高齢者が気楽に相



▲高齢者在宅サービスセンターいこの里

談できる窓口として定着している、市内2カ所の地域型在宅介護支援センターとの連携を図っていく。

③権利擁護に関する相談や成年後見制度の情報提供、利用支援等の充実、また、高齢者虐待の早期発見や防止のため、小地域ネットワーク活動など、地域のさまざまな団体による見守りネットワークの構築を目指していく。さらに、成年後見制度の利用にあたり、申し立てを市長が行う場合には、申し立て費用と合わせて、市が後見人報酬を助成するなどの支援策も検討している。

# 住宅の耐震性を 高める助成制度を 設けるか否かを問う

なかね やすお  
中根 康雄 議員

**質問** 防災への投資は必ず見返りがある。市民の安全のために住宅の耐震化は必要である。助成の条件と受注者資格を限定し、助成制度を創設すべきとの観点から問う。

①市の建物応急危険度判定員の人数と訓練内容、またそのうち市内在住・在勤者数は。

②防災担当職員で、在庁時以外の時に即招集できる人数は。

③市職員に神戸の防災センター防災担当者コースを受講させる考えは。

④減災社会実現への対応と最も有効な手段は、何であると考えるか。

⑤住宅の耐震化率向上に必要なものと、診断から改修までの流れは。

⑥耐震診断と改修工事についての、市の相談窓口と対応は。

⑦助成制度を創設し、来年度は受け皿充実のための準備期間とし、再来年度から実施してはどうか。

## 耐震改修を促進する計画を 策定していきたい

**市長** ①平成17年6月のデータでは、市内在住・在勤の判定員は18人である。毎年、応急危険度判定訓練や公共施設等被害状況調査模擬訓練等を実施している。

②東京地方に「震度5以上」の地震が発生した場合、総務部市民生

活安全課の職員8人と、建設部門等の関係部課の職員が、直ちに市役所に参集する体制としている。

③担当職員の受講について積極的に進めていきたい。

④市民一人ひとりが日頃から危機意識を持ち、自宅等の被害の拡大防止策や自分自身の安全を守るための備えをしていただくこと等が重要であり、「住宅の耐震化」は、減災社会実現の有効策であると認識している。

⑤建築物所有者からの相談を受け、予備調査、補強等の耐震診断を行った後に、改修工事となる。

⑥専門の相談窓口はないが、市民生活安全課で、耐震診断のパンフレット配布等により普及啓発に努めている。

⑦国や東京都の動向に注視し、改修の助成等も含め、耐震改修の促進計画を策定していきたい。



▲地震に関するパンフレットとビデオ